

財団法人インターネット協会常勤役員退職手当支給規程

平成16年3月17日

(総則)

第1条 財団法人インターネット協会(以下「本財団」という。)に常勤する役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給、別に定められたもののほか、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。ただし、役員が財団法人インターネット協会寄附行為第20条に規定する事由により解任されたとき(役員が心身の故障により解任されたときは除く)は、退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、その者の在職1月につき、100分の28以内の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に100分の28以内の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額をすることができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員として任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとする。
- 3 前項の規定により計算した在職期間に、1月未満の端数がある場合には、これを1月に切上げるものとする。
- 4 前条1項ただし書きの規定による場合において、在職期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものと

する。

(再任等の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び支給順位は次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)。

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていたもの。

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの。

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格の証明)

第8条 第2条に規定する遺族が、退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第9条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果、生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成16年3月17日から施行し、同日より適用する。